

利 用 者 の た め に

I 平成19年全国物価統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う店舗の業態や経営形態など価格決定に関する様々な要素を幅広く調査し、物価の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。昭和42年に第1回目の調査が実施されて以来、平成19年は10回目となる。

2 調査の根拠

平成19年全国物価統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第108号を作成するための調査）であり、調査の実施に関しては同法に基づいて、全国物価統計調査規則（昭和57年総理府令第33号）が制定されている。

3 調査期日

平成19年11月21日（水曜日）

4 調査市町及び調査店舗

調査市町村は、人口10万人以上の全ての市及び総務大臣の指定する市町村である。

広島県内の調査市町は、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、熊野町、世羅町である。

区 分	調査市町村数	調査店舗数	
全 国	526市147町村 計 673市町村	大規模店舗数	約1万店舗
		小規模店舗数	約12万店舗
		飲食店、サービス業を営む事業所	約4万事業所
広島県	11市2町 計 13市町	大規模店舗数	259店舗
		小規模店舗数	2,909店舗
		飲食店、サービス業を営む事業所	1,960事業所

（注） 上記表には、総務省による調査である通信販売を行っている企業等（約2,200企業）は含まない。

5 調査方法

（1）調査員による調査

調査市町村内にある小売店舗を、売場面積、産業分類及び店舗の業態により区分し、それぞれの区分の中から全国で約13万店舗を調査店舗として選定し調査した。

調査は、調査員が調査票を配付し、店舗の代表者等が記入する方法（自計申告）で行う。

（2）市町による調査

調査市町村内にある飲食店やサービス業を営む事業所（約4万店舗）を対象とし市町村が調査した。

調査は、調査市町職員が店舗の代表者等から電話等により聞き取りする方法（他計申告）で行う。

（3）総務省による調査

通信販売を行っている企業等（約2,200企業）を対象として、総務省が直接自計申告及び他計申告により調査した。

6 調査の流れ

(1) 調査員による調査

総務省 → 広島県 → 市町 → 指導員 → 調査員 → 調査店舗

(2) 市町による調査

総務省 → 広島県 → 市町 → 調査店舗（事業所）

(3) 総務省による調査

総務省 → 調査企業等

7 調査内容

(1) 店舗の基本的属性に関する事項

ア 店舗の名称	オ 割引・特典サービスの有無
イ 業態	カ 通信販売の有無
ウ 従業者数等	キ 主な商品の仕入れ先
エ 経営に関する事項	

(2) 商品・サービスの小売価格又は料金に関する事項

国民の消費生活において重要な商品及びサービスの中から 180 品目を選定し、調査日の価格を調査する。ただし、これらの品目のうち食パン等 20 品目については、調査日の価格のほか、「過去 1 か月間で最も安い価格」と「11 月 15 日から 21 日までの日ごとの価格」も調査する。

8 調査品目

調査員調査品目	141 品目（うち 20 品目は通常価格のほか、に特売価格も調査）
市町調査品目	34 品目
総務省調査品目	29 品目（うち 24 品目は調査員調査と共通）
合 計	180 品目

9 調査結果の活用事例

国や都道府県などの物価政策など重要な行政施策の立案、学術研究などに利用される。

- (1) 生活保護費の地域調整や公務員の地域手当のための基礎資料
- (2) 地方公共団体における行政上の計画の策定などの基礎資料
- (3) 他の価格調査等の検証・改善を行なうための基礎資料
- (4) 各種団体・研究機関等における物価に関する分析の基礎資料

10 調査結果の集計及び公表

集計は、総務省が、全国物価地域差指数、平均価格、価格分布等の区分ごとに行い、結果は、集計が完了次第、逐次閲覧等に供する方法により公表する。結果の概要及び統計表は、総務省統計局ホームページにおいてインターネット上でも公開する。

II 報告書の内容

この報告書は、総務省統計局が公表した「平成 19 年全国物価統計調査」の全国物価地域差指数から、広島県分の結果を利用・引用し、分析を加えたものである。

Ⅲ 用語の説明等

1 全国物価地域差指数

世帯が購入する各種の財及びサービスの価格を総合した物価水準の地域間の差を指数値で示したものである。全国平均を基準として、ラスパイレス類似算式指数とパーシェ類似算式指数を幾何平均した、フィッシャー類似算式を用いて作成している（詳細は、総務省統計局ホームページ「全国物価地域差指数の作成方法」を参照）。また、計算には平成19年全国物価統計調査で調査した価格のほか、小売物価統計調査の平成19年11月の結果及び平成15年住宅・土地統計調査の結果を用いている。

2 基本分類指数及び財・サービス分類指数

基本分類指数には、「総合」のほか、品目を用途によって分類した10大費目及び中分類指数がある。

財・サービス分類指数は、品目を主として財であるかサービスであるかによって分類し、さらにこれを細分化した指数である。

3 寄与度

全体の物価水準（総合指数）に対して、各内訳項目がどれだけ影響したかを示したもの。ここでは、ラスパイレス類似算式の指数の寄与度とパーシェ類似算式の指数の寄与度の平均値を、近似的な値として用いている。このため、各内訳項目の寄与度を足し上げても、総合の寄与度には必ずしも一致しない。

地域 a における内訳項目 g の寄与度は次の算式により求められる。

$$\text{地域}a\text{の項目}g\text{の寄与度(パ-シェ型)} = \frac{(\text{地域}a\text{の項目}g\text{の寄与度(ラスパイレス型)} + \text{地域}a\text{の項目}g\text{の寄与度(パ-シェ型)})}{2}$$

ただし、

$$\text{地域}a\text{の項目}g\text{の寄与度(パ-シェ型)} = \frac{\{1 - 1/(\text{地域}a\text{の項目}g\text{のパ-シェ型指数}/\text{全国の項目}g\text{のパ-シェ型指数})\} \times \text{地域}a\text{の項目}g\text{のウェイト} \times 100}{\text{地域}a\text{の総合のウェイト}/(\text{地域}a\text{のパ-シェ型総合指数}/\text{全国のパ-シェ型総合指数})}$$

$$\text{地域}a\text{の項目}g\text{の寄与度(ラスパイレス型)} = \frac{(\text{地域}a\text{の項目}g\text{のラスパイレス型指数} - \text{全国の項目}g\text{のラスパイレス型指数}) \times \text{全国の項目}g\text{のウェイト}}{\text{全国の総合のウェイト}}$$

4 調査市町

県内の市町を経済圏等によりブロックに分けた後、経済ブロックの市町を人口階級別に層化した。次に、それぞれの層ごとに、市町村をそこに所在する各店舗の年間商品販売額の合計額の大きい順に配列し、無作為に定めた番号を抽出起番号として、定めた抽出率により系統抽出した。

なお、人口10万以上の市については、すべての市を調査した。

5 都市階級

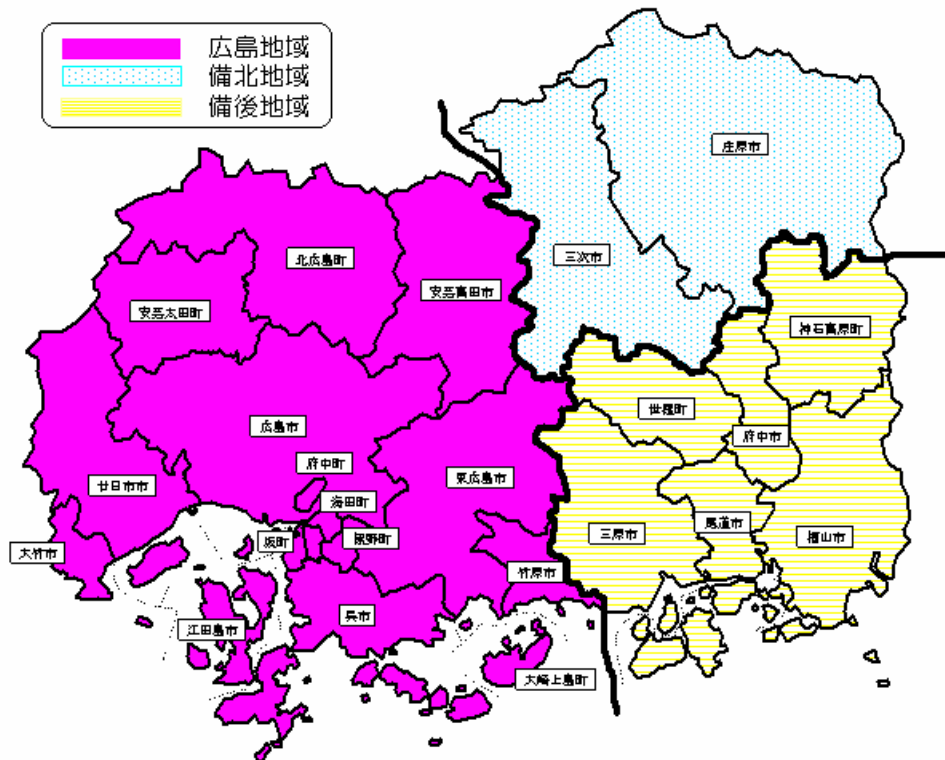
都市階級は、平成17年国勢調査結果による市町の人口規模によって区分した。

ただし、市町数及び名称は、平成19年11月21日現在とした。

階級名	内容	調査市町
大都市	人口100万以上の市	広島市
中都市	人口15万以上100万未満の市	呉市、尾道市、福山市、東広島市
小都市A	人口5万以上15万未満の市	三原市、三次市、廿日市市
小都市B	人口5万未満の市	府中市、庄原市、安芸高田市
町村	町	熊野町、世羅町

6 県内ブロック

広島県内を経済圏域等により市町を組み合わせ、広島地域、備後地域及び備北地域の3つのブロックとしている（下図参照）。



7 県内人口階級

県内の市町を、人口により分類し、「人口10万上市」、「人口5～10万未満市」、「人口5万未満市」及び「町村」の4区分とした（下表参照）。

区分	A 広島地域	B 備後地域	C 備北地域
人口10万上市	○ 広島市 ○ 呉市 ○ 東広島市 ○ 廿日市市	○ 福山市 ○ 三原市 ○ 尾道市	
人口5万以上 10万未満市			○ 三次市
人口5万未満市	竹原市 大竹市 ○ 安芸高田市 江田島市	○ 府中市	○ 庄原市
町 村	府中町 海田町 ○ 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町	○ 世羅町 神石高原町	
合 計	8市7町	4市2町	2市

○印を付した市町が調査市町である。